

金沢市生涯現役雇用促進奨励金交付要綱

(平成31年3月22日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、高年齢者の雇用の促進と安定を図るため、高年齢者を雇用する事業主に対し金沢市生涯現役雇用促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、「高年齢者」とは、雇用された日現在における満年齢が65歳以上の者で、その雇用された日から引き続き本市内に住所を有するものをいう。

(奨励金の交付)

第3条 奨励金は、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条第7項に規定する生涯現役コース奨励金（以下「国の助成金」という。）の支給の対象とされた高年齢者（平成31年4月1日以降に雇用された者に限る。）を国の助成金の支給対象期間の満了後も引き続き雇用し、又は雇用していた事業主に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の月額、国の助成金の支給の対象とされた高年齢者（以下「被雇用者」という。）1人につき、奨励金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）に支払った賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の月額の5分の1に相当する額（この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、22,000円を超えないものとする。ただし、交付対象期間が12月を超える奨励金の当該12月を超える期間に係る奨励金の月額は、賃金の月額の10分の1に相当する額（この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、11,000円を超えないものとする。

(奨励金の交付対象期間)

第5条 奨励金の交付対象期間は、国の助成金の支給対象期間の満了した月の翌月から24月とする。

2 交付対象期間の中途において被雇用者を雇用しなくなった場合における交付対象期間は、前項の規定にかかわらず、当該被雇用者を雇用しなくなった日の属する月の前月

(雇用しなくなった日の属する月において当該被雇用者が16日以上勤務したときは、その月) までとする。

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする事業主(以下「申請者」という。)は、前条の交付対象期間の始めから起算して6月ごとに、当該6月を経過した日から1月以内(1月以内に申請しなかったことについて天災その他やむを得ない理由があると市長が認めるときは、その理由がやんだ日から7日以内)に、金沢市生涯現役雇用促進奨励金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して市長に申請しなければならない。

(奨励金の交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、奨励金の交付の可否を決定し、その旨を金沢市生涯現役雇用促進奨励金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の支払)

第8条 奨励金の支払は、奨励金を交付する旨の決定を受けた事業主の請求により行うものとする。

(奨励金の返還)

第9条 市長は、偽りその他の不正な手段により奨励金を受けた事業主があるときは、当該事業主に対し、交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。